

死亡災害等速報

長野労働局

災害発生月	令和7年1月
事業の種類	清掃・と畜業
災害の概要 (注1)	<p>産業廃棄物中間処理施設において、油圧ショベルを旋回させたところ、旋回範囲内にいた被災者が当該機械のカウンターウエイトと機械設備の間にはさまれた。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>◎ 運転中の車両系建設機械と接触するおそれのある箇所（機械の走行範囲やアーム、ブーム等の作業装置の可動範囲内）に<u>当該作業場において作業に従事する者（一人親方や資材搬入業者、警備員など、その場所で作業を行う労働者以外の人も含む）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること等の方法により禁止すること。</u></p> <p>やむを得ず、当該箇所に作業員等を立ち入らせる時は、誘導者を配置し、その者に車両系建設機械を誘導させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和6年4月30日付け基発0430第4号） ・ 関係リーフレット  <p>◎ 車両系建設機械の作業計画を作成すること。また、作成した作業計画は、関係者に周知すること。</p> <p>◎ 車両系建設機械の運転者は、運転を開始する前に作業範囲内に人がいないことを確認し、さらに警報を発するなどして運転の開始を知らせること。</p> <p>油圧ショベルカウンターのウエイトに接触防止ポール（マグネットで取り付け）、接触防止センサーの設置等、作業者が物理的に近づけないような措置も有効であること。</p> <p>『 令和7年度 高度安全機械等導入支援補助金事業 』</p> <p>車両系建設機械等に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金を交付します。</p> <p>高度安全機械等導入支援補助金事業のご案内 建災防</p>  <p>◎ 車両系建設機械の作業範囲内への立入禁止の徹底などに関する安全教育を行うこと。</p>

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。